

令和5年度 京丹後市 商工業・企業立地等支援制度



京丹後市商工観光部商工振興課

〈令和5年7月現在〉

P4~
P7

金融関連支援制度

- | | | |
|---|----------------|-----|
| 1 | 商工業振興融資制度 | p.4 |
| 2 | 信用保証料補助 | p.5 |
| 3 | 経営力向上企業支援利子補給金 | p.6 |
| 4 | 地域総合整備資金貸付制度 | p.7 |

P8~
P15

農業・商工業等支援制度

- | | | |
|----|--------------------|------|
| 5 | 地域農業ブランド推進事業 | p.8 |
| 6 | 経営開始資金 | p.9 |
| 7 | 製造・加工業経営革新等推進事業補助金 | P.10 |
| 8 | 商工業支援補助金 | p.11 |
| 9 | オープンファクトリー環境整備補助金 | p.13 |
| 10 | 小規模生産基盤整備支援事業補助金 | p.13 |
| 11 | 織物指導事業補助金 | p.14 |
| 12 | 新シルク産業創造事業補助金 | p.15 |

P16~
P17

創業等支援制度

- | | | |
|----|-----------------------|------|
| 13 | 創業等支援補助金 | p.16 |
| | 『創業相談窓口』のご案内と特定創業支援事業 | p.17 |

P18~
P21

企業立地・テレワーク等支援制度

- | | | |
|----|------------------|------|
| 14 | 企業立地助成金 | p.18 |
| 15 | 企業立地奨励金 | p.19 |
| 16 | 企業立地奨励品交付制度 | p.19 |
| | 企業立地支援専門家派遣事業 | p.20 |
| 17 | 企業移転・移住支援金 | p.21 |
| 18 | ふるさとテレワーク推進事業補助金 | p.21 |

P22

人材育成支援制度

- | | | |
|----|-------------------|------|
| 19 | 職業能力向上支援補助金 | p.22 |
| | ● 脱炭素重点対策加速化事業補助金 | p.23 |
| | ● コミュニティビジネス応援補助金 | p.26 |

①

商工業振興融資制度

商工業者等の方が、事業資金が必要になったとき、この制度を利用して下記の取扱金融機関から融資を受けることができます。(ただし、市・金融機関・保証協会の審査により、融資が受けられない場合があります。)

内容

- ▶ 融資限度額 3,000 万円 (ただし、この制度による融資の借入現残高を含む。)
- ▶ 資金使途 運転資金及び設備資金 (いずれも本制度に基づく京都信用保証協会の信用保証付融資の既往借入金返済資金を含む。)
- ▶ 融資期間 運転資金：原則 5 年以内 設備資金：原則 7 年以内
- ▶ 融資利率 年 2.0%
- ▶ 返済方法 均等月賦返済 (なお、取扱金融機関及び保証協会との相談により、最大 6 か月間元金の返済の据え置き可能。) 又は融資期間満了時の一括返済 (但し融資期間が一年以内のものに限る。)
- ▶ 保証人と担保 中小企業者の方が利用される場合、原則信用保証協会の保証が必要

対象者

- ▶ 次のすべてに該当する商工業者等の方
 - ① 市内で事業を行い、市内に住所を有する個人事業者の方又は市内に所在地を有する法人事業者の方
 - ② 同一事業を 6 か月以上営んでいる方
 - ③ 企業発展に真に熱意を持ち、又経営内容が明らかである方
 - ④ 貸付金の返済が確実と認められる方
 - ⑤ 信用保証協会の保証対象業種を営んでいる方

申請方法等

事前に借入予定の金融機関にご相談の上、下記書類を添えて商工振興課へ提出してください。

- ① 京丹後市商工業振興融資申込書
- ② 融資の審査・協議・あっせんにあたり、市・取扱金融機関が必要とする書類 (決算書・営業許可書・資格証など)

【受付期間：随時】

その他

京丹後市信用保証料補助金 (p. 5) の対象融資制度です

中小企業者等の方が、「京都府中小企業融資制度」又は「京丹後市商工業振興融資制度」(p.4の制度)に基づき、信用保証協会の保証を得て事業資金を借り入れた場合、支払った保証料に対し補助金を交付します。

▶補助金額

借入保証額に応じ、次のとおり補助金を交付（1事業者1年度あたり上限40万円）
ただし、借換資金が含まれている場合は借換資金相当分の保証料は補助対象外

借入保証額(借換資金に相当する部分を除く)	補助率
100万円以内	保証料の80%
100万円を超え、300万円以内	保証料の70%
300万円を超え、500万円以内	保証料の60%
500万円を超え、700万円以内	保証料の50%
700万円を超え、1,000万円以内	保証料の40%
1,000万円を超え、2,000万円以内	保証料の30%
2,000万円を超える場合	保証額2,000万円相当分の保証料の30%

▶対象融資

「京都府中小企業融資制度」又は「京丹後市商工業振興融資制度」

▶次のすべてに該当する中小企業者等の方

- ①市内に住所を有する個人事業者の方（市外で事業を行う方にあつては、京丹後市税条例第23条第1項の規定に基づく市民税の納税義務者等である方）又は、市内に所在地を有する法人事業者の方
- ②現に事業を営んでいる方
- ③市税等（市税・延滞金及び督促手数料）を滞納していない方

申請
方法等

申請書に必要事項を記載し、借入金融機関の証明を受けた上で商工振興課又は各市民局へ提出
【受付期間：随時（ただし、融資を受けた年度の3月末まで）】

③	経営力向上企業支援利子補給金	【利子補給】 商工振興課 TEL0772-69-0440
		内容
対象者	<p>▶次のすべてに該当する中小企業者等の方</p> <p>①市内に住所を有する個人事業者の方（市外で事業を行う方にあつては、京丹後市税条例第23条第1項の規定に基づく市民税の納税義務者等である方）又は市内に所在地を有する法人事業者の方</p> <p>②現に事業を営んでいる方</p> <p>③経営力向上計画で主務大臣の認定を受けた方</p> <p>④信用保証協会の保証対象業種を営んでいる方</p> <p>⑤市税等（市税・延滞金及び督促手数料）を滞納していない方</p>	
申請方法等	<p>下記書類を商工振興課又は各市民局に提出【受付期間：1月4日～1月31日】</p> <p>▶(株)京都銀行・京都北都信用金庫・但馬信用金庫で借入れされた融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書（(株)京都銀行・京都北都信用金庫・但馬信用金庫（民間金融機関用）） ・承諾書兼手数料口座振替依頼書 ・経営力向上計画申請書写し（別紙経営力向上計画を含む） ・経営力向上計画に係る認定について（認定通知等写し） <p>▶(株)日本政策金融公庫・(株)商工組合中央金庫で借入れされた融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書（(株)日本政策金融公庫・その他政府系金融機関等で借入れされた融資用） ・利息支払証明書及び支払済額明細書 ・経営力向上計画申請書写し（別紙経営力向上計画を含む） ・経営力向上計画に係る認定について（認定通知等写し） 	
その他	補給対象期間中は、毎年申請が必要です	

市が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動（起業又は事業拡大）を支援するため、一般財団法人地域総合整備財団の支援を得て、民間事業者に対して長期の無利子融資を行います。

内容

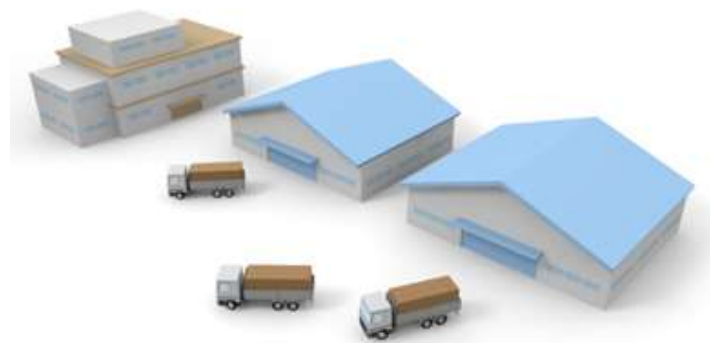
- ▶ 貸付額 貸付対象費用の45%以内の額。
- ▶ 貸付利率 無利子
※返済期間：20年以内（5年以内の据置期間含む）
※償還方法：元金均等半年賦償還
- ▶ 対象費用 ①設備の取得などにかかる費用
②試験研究開発費など当該設備の取得に伴い、必要となる付随費用

対象者

- ▶ 法人格を有する民間事業者など
- <条件>
 - ①営業開始に伴い、地域内において1人以上の新たな雇用の確保が見込まれること
 - ②貸付対象費用の総額（用地取得費除く）が1,000万円以上であること
 - ③用地取得などの契約後5年以内に営業が開始されること

その他

民間金融機関等の確実な保証人の連帯保証が必要になります
利用にあたっては一般財団法人地域総合整備財団の審査があります



農業者の所得向上を図るため、地域農業ブランド推進事業を展開し、市内農産物の生産強化及び流通販売に取り組む農業者等に対し、必要な機械、施設等の導入、永年性作物の振興、農産物の流通体制・販路開拓の推進、第三者認証の推進を支援し、足腰の強い農業の推進と農村の有する多面的機能の維持・発展を図る取組の経費に対して補助金を交付します。

補助事業名・対象経費等	補助対象者	補助金額
①認定農業者支援事業 認定農業者の経営改善計画を実現するため、認定農業者が行う規模拡大に関する取組を推進する。対象経費は、規模拡大を行うために必要な機械、施設の整備に要する経費とする。	市内の認定農業者	事業費の3分の1以内の額。 ただし、事業費30万円以上とし、補助限度額50万円とする。
②小規模農業者支援事業 小規模農家の機械等に要する経費とする。	京力農場プランの担い手として一役を担う小規模農業者	事業費の3分の1以内の額。 ただし、事業費20万円以上とし、補助限度額30万円とする。
③U・Iターン者・定年帰農者等支援事業 小規模な新規就農に必要な機械、施設の整備に要する経費とする。	定年帰農者、U・Iターン者（販売目的で、新たに農地を5年以上耕作する予定の新規就農者）	事業費の2分の1以内の額。 ただし、補助限度額20万円とする。
④生産チャレンジ支援事業 新たな産地作りにチャレンジする経費とする。 （機械・施設整備、農地確保経費等）	市内の農業者 （法人等を含む）	事業費の2分の1以内の額。 ただし、補助限度額50万円とする。
⑤農業関連企業参入支援事業 農業関連企業が本市に参入するための試験栽培に関する経費とする。 （種苗費、資材費、賃借料、旅費、委託料等）	農業関連企業	事業費の2分の1以内の額。 ただし、補助限度額50万円とする。
⑥共同利用機械等導入支援事業 機械、施設の共同利用等により作業の省力化、コスト低減等を図り、集落営農組織等の経営改善と育成を推進する。 対象経費は、共同利用等を行う機械、施設の整備に要する経費とする。	市内の集落営農組織、農業法人、3戸以上の農家で組織する団体等	事業費の3分の1以内の額。 ただし、事業費30万円以上とし、補助限度額50万円とする。
⑦農産物販路拡大・加工品開発支援事業 地元農産物の販売力を強化するための流通体制や販路拡大、加工品開発、ふるさと納税返礼品の出品などを行う取組みに要する経費とする。	市内の農業者（法人等を含む）（ふるさと納税返礼品事業者登録を行っている者又は行う予定の者）	事業費の3分の1以内の額。 ただし、補助限度額は新製品等を生産するための機械器具の製造開発に係るものは50万円、その他のものは30万円とする。
⑧GAP認証取得促進事業 「JGAP」、「ASIAGAP」、「GLOBALG.A.P.」の認証取得及び維持を行う市内農業者に対し、認定審査機関による認定審査費用に要する経費とする。ただし、審査員の交通費や宿泊費は対象外とする。	市内の農業者 （法人等を含む）	事業費の2分の1以内の額。 ただし、補助限度額8万円とする。

<p>⑨有機 JAS 認定取得推進事業 「有機 JAS 認定」の新規取得を行う市内農業者に対し、認定審査機関による認定審査費用に要する経費とする。ただし、審査員の交通費や宿泊費は対象外とする。</p>	<p>市内の農業者 (法人等を含む)</p>	<p>事業費の2分の1以内の額。 ただし、補助限度額5万円とする。</p>
<p>⑩果樹農家営農推進支援事業 果樹園地の減少を防ぐため、果樹の新規就農者や果樹面積の拡大を行う果樹農家に対し助成する。対象経費は機械、施設の整備、新植改植に要する経費とする。</p>	<p>市内の新規就農者及び果樹農家(離農した農園を引き継ぐもの)</p>	<p>事業費の2分の1以内の額。 ただし、機械・設備等の補助限度額100万円、それ以外のものの補助限度額50万円とする。</p>
<p>⑪京丹後市和牛振興支援事業 京丹後産の肉用牛の販売や加工品の増加に要する経費とする。</p>	<p>市内の畜産農家 (法人等を含む)</p>	<p>事業費の2分の1以内の額。 ただし、補助限度額50万円とする。</p>

⑥

経営開始資金

【新規就農者支援】

農業振興課

TEL0772-69-0410

内容

次世代の農業の担い手を育成、確保するため、一定の要件を満たす青年就業者に対し、最長3年間、経営開始資金を交付します。

▶次世代の農業の担い手を育成、確保するため、一定の要件を満たす青年就農者に対し、最長3年間、経営開始資金(最大12.5万円/月)を交付。

【採択要件】

- ①次世代を担う農業者になることについて強い意志を有していること。
- ②独立・自営就農時の年齢が50歳未満であること。
- ③青年等就農計画の認定を受けていること。
- ④その他、国が定めた要件等を満たすこと。

対象者

独立・自営就農時の年齢が50歳未満の方

⑦

製造・加工業経営革新等推進事業補助金

商工振興課
TEL0772-69-0440

織物業及び機械金属業などの製造・加工業の事業者が生産設備の新增設、更新又は改良をされる際、その経費の一部を補助します。

内容

- ▶補助額 補助対象経費の 1/3 以内（上限 250 万円、下限 10 万円）
※ただし、市及び市以外の補助金の交付合計額が、補助対象経費の 2/3 の額を超えないこと
- ▶対象経費 機械装置購入費、備品購入費、外注加工費、運搬費、設置費等

対象者

- ▶市内に住所を有する個人事業者の方又は市内に所在地を有する法人事業者の方で、日本標準産業分類の製造業に属する事業を行う方、又は市税等（市税・延滞金及び督促手数料）を滞納されていない方
※国の「経営力向上計画」の認定を受けている方。国の「経営力向上計画」の認定を受ける見込みの方も申請可能。
- ※日本標準産業分類の繊維工業に属する事業を行う方にとっては、「京都府伝統産業生産基盤支援事業費補助金」に申請した方も申請可能。

申請
方法等

申請書に必要書類を添えて、商工振興課へ提出
【受付期間：公募期間内（市HPや広報紙などでご案内します）】



事業者の方が下記の補助対象事業を実施された場合、その経費に対して補助金を交付します。

事業名	①ブランド戦略 PR 事業	②知的財産権取得支援事業
概要	(1)新商品・新製品開発事業 ・新商品・新製品・新サービスなどを開発するため、原則年間1テーマに絞って、開発を行う事業 (2)国内外販路開拓促進事業 ・自ら開発した製品及びサービス等の販路を開拓するため、展示会への出展などを行う事業	自ら開発した製品等の高付加価値化を目的に知的財産権の取得を行おうとする事業
要件	(1)新商品・新製品開発事業 ・規格、構造などが全く新しい商品、製品の開発が対象 ・開発が外注加工や委託のみによる場合は、補助対象外 (2)国内外販路開拓促進事業 ・不特定多数の来場者が見込まれる展示会等への出展事業又は自らが主催する催事開催事業で、府外で2日間以上連続して行われるもの ・市内団体等が行う展示会開催事業等で、市が補助金を交付する等して支援する事業に参加する場合及び会場において直接販売を行う場合は、補助対象外	・知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第2項に規定する知的財産権のうち、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権の取得を行おうとするもの ・他の事業者等から知的財産権の譲渡、又は実施許諾を受ける場合や、専ら取得した知的財産権を他人に譲渡し、又はその使用に供することにより利益を得る目的をもって行う場合は補助対象外
対象者	市内中小企業者等	市内中小企業者等
対象経費	(1)原材料費、設計費、試作費など (2)出展小間料、会場使用料、備品借上料、旅費、広告宣伝費、通訳料など	弁理士依頼料、出願料、審査請求料、翻訳料
補助金額	(1)対象経費の1/2以内 上限30万円 (新商品などを製造するための機械器具の製造開発を伴う場合は上限50万円) (2)対象経費の1/2以内 上限20万円(国外は40万円)補助対象経費が20万円に満たない場合は補助対象外。 市内グループは、当該額にグループ内の事業者数を乗じて得た額を上限とする。 (1)及び(2)の両事業を実施する場合は、上記補助限度額の合計額を限度額とする。	対象経費の1/2以内 上限20万円 市内グループは、当該額にグループ内の事業者数を乗じて得た額を上限とする。
その他	(1)1つの事業への補助は2年度限り (2)1つの事業への補助は1年度限り 1中小企業者等につき、補助金の交付は年1回限り	

内容 ・ 対象	事業名	③産学連携研究等促進事業	④事業承継支援事業
	概要	市内産業の高度化や新産業の創出等を実現するため、原則年間1研究テーマに絞って、大学等研究機関と連携し研究を行う事業	事業承継を目的として実施する事業
	要件	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等研究機関と共同研究に関する契約を締結して行う研究 ・大学等研究機関と委託研究に関する契約を締結して行う研究 	専門事業者への依頼は事業承継を目的として行うこと <承継の種類> ①同一法人における代表退任及び代表者就任を伴う代表者交代による事業(経営権)の承継 ②個人事業における廃業及び開業を伴う事業譲渡による承継 ③個人事業における廃業を伴う個人事業主から新設法人への事業譲渡による承継
	対象者	市内中小企業者等 市内グループで行う場合は、市内外の大企業者を含むことができる。	市内中小企業者等
	対象経費	研究等のために大学等研究機関に対して支払う研究経費など 申請者自らの研究により発生する経費は対象外	税理士事務所、会計事務所、法律事務所、コンサルティング会社等の専門事業者に対して支払う費用
	補助金額	対象経費の1/2以内 上限100万円	対象経費の1/2以内 上限20万円
	その他	1つの事業への補助は2年度限り 1中小企業者等につき、1年度当たり1研究を限度として補助	1つの事業への補助は1年度限り 1中小企業者につき、補助金の交付は年1回限り
	事業名	⑤SDGs取組支援事業	⑥企業連携開発事業
	概要	地域資源を活用した新商品や新サービスの開発及び販路開拓並びに資源ロスの削減を目的とした取組みを行う事業	複数の事業者で連携し、新商品・新サービスを開発する事業
	要件	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物や工業製品、文化財や観光資源等の地域資源を活用した新商品や新サービスの開発、それらの販路開拓 ・エネルギーや食品等の資源の無駄の削減を目的として実施する事業 	・複数の事業者の連携による新商品・新サービスの開発
	対象者	市内中小企業者等	市内中小企業者等
	対象経費	報償費、旅費、費用弁償、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料、賃借料、備品購入費、工事費など	旅費、材料費・消耗品費、設備購入費、備品購入費、外注・委託費(外注加工費及び委託費のみの場合は、対象としない。)など
	補助金額	対象経費の1/2以内 上限50万円	対象経費の1/2以内 上限100万円
	その他	1つの事業への補助は2年度限り ※詳細についてはお問い合わせください	1つの事業への補助は2年度限り ※詳細についてはお問い合わせください
※いずれの対象経費も返還が見込まれる資金(賃貸借契約における敷金など)は対象外です。 ※市税等(市税・延滞金及び督促手数料)を滞納されている方は交付を受けることができません。			
申請方法等	申請書に必要書類を添えて、商工振興課へ提出してください 【受付期間：公募期間内(市HPや広報紙などでご案内します)】		
その他	事業着手前に(計画段階で)申請してください 交付要件等詳しい内容についてはお問い合わせください。		

⑨	<h2>オープンファクトリー環境整備補助金</h2>	<p>【工場の改修費等を補助】</p> <p>商工振興課 Tel.0772-69-0440</p>
内容	<p>オープンファクトリーイベントをオープン型展示商談会と捉え、ビジネスマッチング、異業種連携、観光誘客を目指すため、工場の改修費用やサイン・看板等の設置、説明用資料（パンフレットや動画など）作成費用を補助します。</p> <p>▶補助対象経費 工場などの生産現場に観光客や視察などを受け入れるために必要な経費</p> <p>▶補助率 1/2 以内、上限 50 万円</p> <p>【主な事業例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場内見学用ガラス窓の設置、体験スペースの整備 ・導線をわかりやすくするためのサインの設置 ・パンフレットや動画の作成、モニター等の設置 等 	
その他	<p>交付要件等詳しい内容についてはお問い合わせください。</p>	
⑩	<h2>小規模生産基盤整備支援事業補助金</h2>	<p>【織物業への補助】</p> <p>京丹後市商工会 Tel.0772-62-0342</p>
内容	<p>織物事業者が織機の小規模な設備更新、改良、新規増設及びこれらに付随する機料品の整備、織機の調整をされる際、その経費の一部を補助します。</p> <p>▶補助対象経費 機械装置購入費、備品購入費、外注加工費、運搬費、設置費、消耗品購入費、指導経費等</p> <p>▶補助金額 補助対象経費の 1/3 以内（上限 10 万円） ただし、対象経費の合計が 3 万円未満又は 30 万円以上の場合は対象外</p>	
対象者	<p>市内で織物製造業の事業活動を行い、かつ市内に住所を有する法人及び個人事業者の方 ※同一年度に市又は他の機関が実施する同様の補助制度等に申請される方は対象外</p>	
申請方法等	<p>京丹後市商工会（本所又は各支所）へお問い合わせください</p>	

内容

織物事業者が織物指導を受けられる際、その経費の一部を補助します。

▶補助対象経費 織物指導に要した経費（材料費は除く）

▶補助金額 下記のとおり織物指導に要した経費区分に応じた額

指導経費	補助金額
9,000 円以上	6,000 円
8,000 円	5,300 円
7,000 円	4,500 円
6,000 円	3,800 円
5,000 円	3,000 円
4,000 円	2,500 円
3,000 円	2,000 円
2,000 円	1,500 円

※指導経費に千円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額を基準とします。

※補助対象となる指導経費は、指導に要した時間が1時間未満のときは5,000円、2時間未満のときは7,000円を上限額とします。

※1事業者に対する補助金は、年間3万円を限度とします。

対象者

市内で織物製造等の事業活動を行い、かつ市内に住所を有する法人及び個人事業者の方

申請
方法等

京丹後市商工会（本所又は各支所）へお問い合わせください



シルクに関連する多様な新たなジャンルの事業の発展を促進させ、地域経済の活性化を図ることを目的として、下記に該当する者に対し、補助金を交付します。

	概要	補助率
産学連携研究等促進補助金	大学等研究機関との協同により、蚕・桑・シルクに関わる新技術・新製品等の研究開発を行う事業者への支援	2/3、上限 100 万円
創業支援補助金	養蚕業、桑栽培業、その他シルクを用いた製造業の創業を本市で目指す事業者への支援	2/3、上限 50 万円
事業規模拡大補助金	①蚕・桑・シルクを用いた新商品・新製品開発を行う事業者への支援 ②蚕・桑・シルクを用いた製品の販路開拓を行う事業者への支援 ③蚕・桑・シルクを用いた製品の知的財産権の取得を目指す事業者への支援	①2/3、上限 30 万円(新商品などを製造するための機械器具の製造開発に係るものは 50 万円) ②2/3、上限 20 万円(国外で行うものは 40 万円) ③2/3、上限 20 万円
人材育成補助金	養蚕業、桑栽培業、その他シルクを用いた製造業にかかわる人材育成を行う市内事業者への支援	1 人当たり上限 10 万円

対象者

- ▶上記、補助金対象事業を取り組もうとする者で、次の条件をすべて満たす者
- ①市内に事業所を有する事業者又は市内に事業所を有する事業者で構成するグループ
 - ②市税等の滞納のない者、又は構成する全ての事業者滞納がないグループ

市民の方等が下記の事業を実施された場合、その経費に対して補助金を交付します。

事業名	創業支援事業	空き店舗・空き工場等活用促進事業
概要	市内での創業(信用保証協会の保証対象となる業種の創業に限ります)をする事業	市内の空き店舗、空き工場、空き事務所、空き家を利用して営業(信用保証協会の保証対象となる業種の営業に限ります)を開始する事業
対象経費	創業に要する経費	開業に要する経費
補助金額	対象経費の1/4 上限100万円	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・1つの事業への補助は2年度限り ・補助対象経費が100万円に満たない場合は対象外 	<ul style="list-style-type: none"> ・1つの事業への補助は2年度限り ・空き店舗等を活用する方が現に事業を行っており、当該空き店舗等を活用するにあたってそれまで使用していた店舗が空き店舗になる場合(市内移転)は補助対象外 ・補助対象経費が100万円に満たない場合は対象外

▶ 次の①から④までの条件をすべて満たす事業者の方

① 次の(1)から(4)のいずれかの業種に該当する事業者の方（新規創業により該当することが見込まれる場合も含む。）

(1)製造業、建設業、運輸業その他/(2)卸売業/(3)サービス業/(4)小売業

※資本金等の要件もありますので別途ご確認ください。

② 次のいずれかに該当する事業者の方

- ・市内に住所を有する又は事業完了時点で市内に住所を有する見込みの個人
- ・市内に所在地を有する又は事業完了時点で市内に所在地を有する見込みの法人

③ 対象となる事業活動を市内で行う事業者の方

④ 市税等（市税・延滞金及び督促手数料）に滞納がない事業者の方

対象者

申請
方法等

申請書に必要な書類を添えて、商工振興課へ提出

【受付期間：公募期間内（市HPや広報紙などでご案内します）】

※創業についての相談は随時受け付けています。

創業をお考えの方へ

『創業相談窓口』のご案内と特定創業支援事業について

[商工振興課 Tel0772-69-0440]

京丹後市では、地域での創業促進に向け、創業支援事業者と連携して作成した「京丹後市創業支援事業計画」に基づき、市内各所に『創業相談窓口』を開設しています。

創業をお考えの方はお気軽にご相談ください。

創業相談窓口の実施機関	所在地	開設時間	電話番号
京丹後市役所 商工観光部商工振興課	京丹後市網野町網野 385-1	平日 8:30~17:15	0772-69-0440
京丹後市商工会	本所	平日 8:30~17:00	0772-62-0342
	大宮支所		0772-68-0038
	網野支所		0772-72-1863
	丹後支所		0772-75-2222
	弥栄支所		0772-65-3137
	久美浜支所		0772-82-0155
公益財団法人京都産業 21 北部支援センター	京丹後市峰山町荒山 225	平日 8:30~17:00	0772-69-3675
公益財団法人丹後地域地場産業 振興センター	京丹後市網野町網野 367	毎日(臨時休業日を除く) 8:30~17:15	0772-72-5261

■ 特定創業支援事業とは

創業支援事業者が創業希望者等に継続的な支援を行い、経営、財務、人材育成、販路開拓の全てについて指導助言を行う事業です。

京丹後市で実施する特定創業支援事業については次のとおりです。

創業支援事業者	特定創業支援事業の内容
京丹後市商工会(本所及び 5 支所)	●経営支援員による伴走型支援(随時) ●専門家派遣による個別支援(随時) ●創業ゼミ
京都産業 21 北部支援センター	●職員による伴走型支援(随時) ●専門家派遣による個別支援(随時)

1 か月以上の期間にわたり延べ 4 回以上の支援を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得できたと認められる場合を特定創業支援事業とします。

■ 特定創業支援事業を受けていただいた場合のメリット

1. 創業前の方が会社を設立する際の登録免許税が半額になります！
2. 創業 2 か月前から利用対象となる創業関連保証の特例が事業開始 6 か月前から利用できます！
3. 無担保、第三者保証なしの創業関連保証の枠が 1,000 万円から 1,500 万円に拡大されます！
4. 日本政策金融公庫の新創業融資制度が利用できます！※自己資金要件を充足したものとみなします。

■ メリットを受けていただくには

上記メリットを受けていただくためには、特定創業支援事業を受けたことについて、京丹後市長の証明が必要になります。証明を受けようとする場合は、所定の証明申請書を市に提出してください。市は、創業支援事業者に支援内容を確認の上、証明書を発行します。

一定規模以上の投資及び市民正規雇用者の増加を伴い京丹後市内に事業所の新設又は増設された事業主に対し、市民の正規雇用増加数に応じて助成金を交付します。

▶助成金額

事業所の新増設に伴い増加した市民の正規雇用者数×100万円を限度とする。

▶対象経費（助成金を充当できる経費）

区分	対象経費		対象金額
投資助成	用地取得費	土地取得費(市工業団地を除く)及び造成費	5%以内
	家屋・償却資産取得費	家屋(従業員住宅含む)及び償却資産(事業用再生可能エネルギー生産設備含む)の取得費	5%以内
	環境整備費	緑地又は環境施設の整備費	5%以内
	新規採用従業員研修費	従業員研修経費で、研修参加負担金・講師謝金及び旅費又は講師派遣料、会場使用料	100%以内
操業助成	土地・建物貸借料	土地及び建物の貸借料(敷金・権利金等を除く)	50%以内
	電気料金・水道料金	電気料金及び水道料金	50%以内
	情報通信費	インターネット接続回線利用料及び同接続サービス利用料(情報関連産業は電話料金含む)	50%以内
	地元食材購入費	市内生産者から購入した事業用食材	20%以内
	市内事業所発注費	市内事業所に発注した物品及び役務で、1事業所に対し100万円を超えて発注したもの	15%以内
資金調達助成	借入金支払利息	土地の取得造成費、家屋・償却資産の取得費、環境整備費の取得のための借入金の利子額の全額	100%以内
雇用助成	正規雇用者人件費	増加した市民の正規雇用者数一人あたり40万円(障害者は+10万円)	-

▶交付期間 操業開始日の6か月後から3年度間
(操業開始日から起算して半年後、1年半、2年半を基準として行った投資が対象)

▶以下の要件を満たし、市税等(市税(水道料を対象経費として助成金を交付する場合は水道料を含む)及び附帯金)を滞納していない事業主

業種又は事業	要件	
	投下固定資産額(※2)	雇用者
○地域農林水産資源を活用する製造業 ○製造業類似事業(※1)のうち農業に属する事業	500万円以上	市民の正規雇用者が3人以上(中小企業は2人以上)増加すること。
○情報関連産業	300万円以上	
○上記以外の製造業 ○上記以外の製造業類似事業(※1) ○道路貨物運送事業 ○倉庫業 ○運輸に付帯するサービス業 ○自然科学研究所	1,000万円以上	
○製造業及び情報関連産業のうち本社機能の新設等を行う事業	3,800万円以上(中小企業は1,900万円以上)ただし、土地の取得費を除く。	市内の常用雇用者10人以上の増加(中小企業者が新設等を行う場合は同5人以上の増加)

※1 製造業類似事業とは、「京都府産業立地戦略21 特別対策事業費補助金」の交付対象となる「製造業に属する事業に類する事業」です。

※2 投下固定資産額とは、土地(操業開始日前3年以内に取得したものに限り)、家屋、償却資産(操業開始日から3年経過する年の1月1日までに取得したものに限り)の取得価格(土地造成費と家屋建築費を含みます。)のことを言います。

その他

助成金の交付を受けるためには、事前に市から「事業所の指定」を受ける必要があります。

⑮	企業立地奨励金		【事業所新增設への奨励】 商工振興課 TEL0772-69-0440
内容	<p>企業立地助成金交付制度と同じく事業所の指定を受け、京丹後市内に事業所を新設又は増設された事業主に対し、「企業立地助成金」とは別に「企業立地奨励金」を交付します。</p> <p>▶助成金額 新增設された事業所の投下固定資産（土地、建物、償却資産）に対し課税された固定資産税の額を限度とする。</p> <p>▶交付期間 新設・増設された事業所に対して最初に課税された年度から5年度間（毎年度交付）</p>		
対象者	「企業立地助成金」交付制度に定める基準と同じ。		
その他	「土地」は操業開始日前3年以内に取得したもの、「償却資産」は操業開始日から3年経過する年の1月1日までに取得したものに限り。		
⑯	企業立地奨励品交付制度		【事業所新增設への奨励】 商工振興課 TEL0772-69-0440
内容	<p>企業立地助成金交付制度と同じく事業所の指定を受け、一定規模以上の投資及び雇用を伴い、市内に新設又は増設された事業所の事業主に対し、奨励品を交付します。</p> <p>▶奨励品 営業用自動車1台の購入に必要な経費(最高200万円) ※車両本体及び附属品にかかる経費のみ ※消費税及び地方消費税相当額を除く</p>		
対象者	<p>▶対象業種 企業立地助成金交付制度と同じ</p> <p>▶次の①～③すべてを満たす事業者の方</p> <p>①投下固定資産額が3億円以上あること ②市民正規雇用増加数が10人以上であること ③操業開始日から起算して奨励品の耐用年数が経過する日までの間継続して操業が行われる見込みであること</p>		
その他	自動車の登録にかかる手数料や諸税は、事業者の負担となります。		

市内に初めて事業所を設置される市外企業の方へ 企業立地支援専門家派遣事業について

[商工振興課 Tel.0772-69-0440]

京丹後市では、市内に初めて企業立地を行う事業者に対し、企業立地を円滑に推進し、早期の雇用創出と産業の振興を図るため、ニーズに応じて専門家を派遣します。

■ 派遣する専門家

中小企業診断士、社会保険労務士、弁理士、行政書士

■ 対象条件等

次の①～③すべてを満たす事業者の方

- ①はじめて市内に企業立地を行う方で、※京丹後市企業立地支援事業実施要綱第4条の規定に基づく事業所の指定の対象と見込まれること
- ②新たに10人以上（市民5人以上を含む）を正規雇用者として雇用する予定であること
- ③市税等に滞納がないこと

■ 派遣期間

一の企業立地あたり1回限り

■ 派遣する専門家

専門家1人あたり20万円以内の額（一の企業立地につき最大50万円）

※京丹後市企業立地支援事業実施要綱第4条の規定に基づく事業所の指定の対象

次の表の左欄に掲げる業種又は支援事業を行うにあたり、投下固定資産額及び雇用者の数の要件をいずれも満たすもの

業種又は事業	投下固定資産額	雇用者の数
地域農林水産資源を活用する製造業及び製造業類似事業のうち農業に属する事業	500万円以上	市民の正規雇用者3人以上の増加 (中小企業者が新設等を行う場合は同2人以上の増加)
上欄に定めるものを除く製造業、製造業類似事業、道路貨物運送業、倉庫業及び運輸に附帯するサービス業	1,000万円以上	
自然科学研究所	1,000万円以上	
情報関連産業	300万円以上	
製造業及び情報関連産業のうち本社機能の新設等を行う事業	3,800万円以上(中小企業者が新設等を行う場合は1,900万円以上)ただし、土地の取得費を除く。	市内の常用雇用者10人以上の増加 (中小企業者が新設等を行う場合は同5人以上の増加)
その他市長が別に定める業種	市長が別に定める額	市民の正規雇用者3人以上の増加 (中小企業者が新設等を行う場合は同2人以上の増加)

⑰	企業移転・移住支援金	【市外企業の移転を支援】
		商工振興課 TEL0772-69-0440
内容	京丹後市外の事業所が、本市へ本社の移転又は支店その他の事業所を設置し、かつ、代表者及び正規雇用者が3人以上移住する場合に支援金を交付します。	
	支援内容	支援金の額
	事業所等移転・設置支援	1事業所等につき300万円
対象者	移住支援	(移住した代表者または正規雇用者あわせて3人以上で)1人につき40万円 ※新しい事業所を設置した日(基準日)の前3か月、後6か月までに移住した者に限る。
	申請方法等	<p>▶ 次の①～④すべてを満たす事業者の方</p> <p>①法務局への登記を要する本社又は支店その他の事業所を設置する者</p> <p>②令和3年4月1日以降に本市に事業所等を移転または設置し、事業所等を移転又は設置した日から5年間以上継続して事業を営む意思を有する者</p> <p>③新しい事業所等に勤務する代表者又は正規雇用者、あわせて3人以上が本市に移住し、移住した人数が、当初から5年間下回らないこと</p> <p>④市税等の滞納のない者</p> <p>申請書に必要書類を添えて、商工振興課へ提出 【受付期間：基準日の属する年度の末日まで】</p>

⑱	ふるさとテレワーク推進事業補助金	【テレワーク施設等の設置】
		商工振興課 TEL0772-69-0440
内容	市内でテレワーク施設又はコワーキングスペースを設置するための施設改修及び情報通信設備等の整備、若しくは、サテライトオフィスの設置及び運営経費を補助します。	
	事業名	対象経費
	テレワーク環境整備事業	情報通信設備、施設等の改装及び備品購入
	サテライトオフィス設置等事業	事業所改修費、備品購入費
対象者	サテライトオフィス運営事業	オフィス賃借料、光熱水費、通信費、本社(所)への出張旅費等
	補助率	1/2以内、上限50万円
対象者	サテライトオフィス設置等事業	1/2以内、上限50万円
	サテライトオフィス運営事業	1/2以内、上限4万円/月
対象者	<p>▶ テレワーク環境整備事業（次のすべてに該当する方）</p> <p>①市内でテレワーク施設若しくはコワーキングスペースを運営している又は運営する見込みであること。※ただし、特定の事業者が継続的に使用するためのものを除く。</p> <p>②市税等（市税、延滞金及び督促手数料）を滞納していないこと。</p> <p>③暴力団等関係者でないこと</p> <p>▶ サテライトオフィス設置・運営事業（次のすべてに該当する方）</p> <p>①物件を購入又は賃借し、新規にサテライトオフィスを設置した又は見込みであること。</p> <p>②サテライトオフィスの設置後、サテライトにおける業務を5年以上継続することが見込まれること。</p> <p>③サテライトオフィスに勤務する者が1人以上あり、本市に移住又は長期派遣される見込みであること。※ただし、学生等にあっては勤務する者がなくとも対象</p> <p>④会社更生法の更生手続き開始の申し立ては民事再生法の再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。</p> <p>⑤市税等（市税、延滞金及び督促手数料）を滞納していないこと。</p> <p>⑥暴力団等関係者でないこと</p>	

職業能力の向上（知識及び技能の修得）を目的として、下記研修に受講費を自費で負担し参加された場合、負担された受講料に対し補助金を交付します。

▶補助対象の研修

次のうち、資格や技術を習得する研修

（特定の会員などを対象とするものや、趣味・健康増進を目的とするものは対象外）

内容

- ・職業訓練法人丹後地域職業訓練協会が実施する研修
- ・京丹後市商工会が実施する研修（京丹後市職業訓練校の研修は除く）
- ・公益財団法人丹後地域地場産業振興センターが実施する研修
- ・中小企業大学校、京都府中小企業技術センターなどが実施する研修

▶補助金額 受講料の 1/2（千円未満の端数は切り捨て）

※ただし、1人につき2万円/年度を上限

対象者

▶次の①から③すべてに該当する市民の方（市内に住所を有している方）

- ①受講する年度の年度末で満60歳以下であること
- ②受講にあたり受講料を自費で負担したこと（勤務先が負担する場合は対象外）
- ③下記(ア)～(ウ)のいずれかに該当すること
 - (ア)対象となる研修の受講を開始時点で、事業所に勤務している方
 - (イ)対象となる研修の受講を開始時点で、事業を営んでいる方
 - (ウ)対象となる研修の受講を開始時点で、離職している方で、この補助金の申請日までに公共職業安定所（ハローワーク）への求職手続きを行った方

申請
方法等

受講終了後、申請書に必要書類を添えて、商工振興課又は市民局へ提出
【受付期間：受講を修了した年度末まで】



脱炭素重点対策加速化事業補助金

[生活環境課 TEL0772-69-0240]

市内の方が脱炭素な循環型資源の利活用に要する費用に対し、京丹後市補助金交付規則及び京丹後市脱炭素重点対策加速化事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付します。

▶下表に定める要件に適合する対象事業の市内拠点（建物等）への設置・施工に要する費用。ただし、1申請対象者（購入、使用、電力需給契約、場所）あたり、2以上の同一物件を補助対象とすることはできません。

①自家消費型の太陽光発電設備の設置	次の(1)(2)いずれかに該当する事業であること (1) 補助対象者の敷地内に導入する太陽光発電設備で発電して消費する電力量を、当該太陽光発電設備で発電する電力量の一定の割合(業務用:50%,家庭用:30%)以上とすること。 (2) 補助対象者の敷地外に導入する太陽光発電設備で発電する電力を、自営線により当該補助対象者に供給して消費すること。
②蓄電池の設置	①の自家消費型の太陽光発電設備により発電した電力を利用する一体使用であり、設置された敷地内において定置用として使用されるものであること。
③太陽光発電設備・蓄電池の同時設置	太陽光発電設備及び蓄電池を同一の消費系統において同時に設置するものであること。
④車載型蓄電池等の導入	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車であること。 ※CEV 補助金の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。 ※CEV 補助金との併用不可。
⑤充放電設備(充放電設備・充電設備・外部給電器)の導入	④の車載型蓄電池等附帯設備となる充電設備であること。 ※CEV 補助金の交付対象となる銘柄に限る。
⑥木質バイオマス熱利用設備の設置	原料となる木質バイオマスの調達手段の確保が見込まれ、利用目的に対して木質バイオマス依存率が60%以上であること。
⑦既存住宅の断熱改修	高性能建材(ガラス・窓・断熱材・玄関ドア)を使用した住宅の断熱改修事業であること。

内容

▶補助対象要件は下表のとおり

対象システム区分	運用条件(*)
自家消費型の太陽光発電設備の設置	①②③④⑤⑥⑦⑧⑩
蓄電池の設置	①②③④⑤⑥⑩
太陽光発電設備・蓄電池の同時設置	①③④⑤⑥⑫
車載型蓄電池等の導入	①⑥⑨⑩⑪
充放電設備(充放電設備・充電設備・外部給電器)の導入	①⑥⑨⑩⑪
木質バイオマス熱利用設備の設置	①③④⑥⑩
既存住宅の断熱改修	①④⑥⑩

(*) 運用条件

- ①市内の住宅又は住宅として使用される予定の建物に設置されること(住宅は、店舗、事務所、工場等との兼用も可)
- ②市内の事業所の屋根又はその敷地内に設置されること
- ③設置する建物、土地が補助事業者の所有物でない場合は、所有者の設置承諾を受けているものであること
- ④市内の設置施工等業者の設置、施工又は一部施工を伴うこと
- ⑤省エネルギーの推進、発電量の報告についてその実施意思を表明するものであること
- ⑥CO₂の排出削減について、その取り組みに関する賛同意思を表明するものであること
- ⑦FIT 又は FIP 制度の認定を取得しないこと
- ⑧電気事業法第2条第1項第5号口に定める接続供給(自己託送)を行わないものであること
- ⑨車両の走行による想定年間使用量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うものであること
- ⑩CEV 補助金の交付対象となる銘柄であること
- ⑪国要領の要件を満たしていること
- ⑫府要領の要件を満たしていること

▶補助対象経費

設備及び設置に係る経費

※その他対象とならない経費と明確に区別できるもので、契約書や見積書、領収書等の根拠書類によって金額が確認できるものに限る

▶補助金額

補助対象事業	補助金額
自家消費型の太陽光発電設備の設置	(個人)7万円/kW (法人)5万円/kW 【上限】 いずれも設備の出力が50kW 未満であること
蓄電池の設置	補助対象経費の 1/3 以内の額 【上限】 次の蓄電池の1kWh 当たりの価格の 1/3 の額 (家庭用)15万5千円 (業務用)19万円
太陽光発電設備・蓄電池の同時設置	以下の合計額 ①市補助(太陽光)1万円/kW【上限10万円】 ②府補助(太陽光)1万円/kW【上限4万円】 ③府補助(蓄電池)1万5千円/kWh【上限9万円】

内容	車載型蓄電池等の導入	蓄電容量の 1/2 の容量に 4 万円/kWh を乗じて得た額 ※CEV 補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。
	充放電設備 (充放電設備・充電設備・外部給電器)	(充放電設備・充電設備) 補助対象経費の 1/2 以内の額 (外部給電器) 補助対象経費の 1/3 以内の額
	木質バイオマス熱利用設備の設置	補助対象経費の 2/3 以内の額 ※補助対象経費が50万円を超えるものに限る。
	既存住宅の断熱改修	補助対象経費の 1/3 以内の額(補助対象経費:50万円以上) 上限:【戸建】120万円(1戸あたり) 【集合】 15万円(1戸ごと) ※玄関ドアの上限:【戸建】5万円(1戸あたり)、【集合】5万円(1戸ごと)
対象者	市内に住居、本社又は生産等の拠点を有し、又は有する予定の個人、法人とし、別表 1 に定める補助対象設備を自ら使用する方で、市税（これに附帯する延滞金及び督促手数料を含む）の滞納がない方	
申請方法等	公開する募集要領及び申請様式に基づき、申請書に必要書類を添えて、生活環境課窓口へ提出してください。 【受付期間：募集要領で定める期間内】	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・申請前に市に事前相談を行ってください。 ・交付決定後に契約・工事に着手してください。 ・実績報告は令和 6 年 2 月 1 6 日（金）までに完了させてください。 ・請求書は令和 6 年 2 月 2 9 日（木）までに提出してください。 ・その他、詳細については交付要綱、募集要領をご確認ください。 	

コミュニティビジネス(※1)による地域の課題解決を支援します！

「京丹後市コミュニティビジネス応援条例」に基づく応援制度

[地域コミュニティ推進課 TEL0772-69-1050]

京丹後市では、過疎化・高齢化の進行に伴い、各種産業の活性化、福祉・医療・子育てなどの様々な分野で社会的課題が顕在化する中、地域資源や地域環境を活かし市民が中心となって社会的課題の解決を推進するため、「京丹後市コミュニティビジネス応援条例」を制定し、コミュニティビジネスの創出と育成を支援しています。

(※1)コミュニティビジネスとは…

市民が主体となり、ビジネスの手法を用いて地域の課題を解決していくための事業。事業を安定的・継続的に行うために必要な対価を徴収し、得られた効果は持続的な地域課題解決の推進のために広く地域に還元されるものとする。

【コミュニティビジネス応援補助金】

■ 利用できる方

自治会、任意団体、NPO法人、個人等（会社法に規定する会社以外）の地域活動団体のうち、コミュニティビジネスを起こそうとする方で、次のすべてに該当する方。

- ①京丹後市内に住所又は主たる事業所を有する方
- ②団体にあっては、組織の運営に関する規約、会則等を定め、予算及び決算を適正に行っている方
- ③市に納入すべき市税等（附帯金を含む）を滞納していない方

■ 補助対象事業

【対象分野】 次のいずれかに該当する活動分野の事業であること

- ①移住又は定住促進に関する分野
- ②健康づくり、支え合い・助け合いの環境づくりその他医療・福祉の推進に関する分野
- ③教育、食育その他子育てに関する分野
- ④安心・安全のまちづくり、地域情報化の推進、地域美化活動その他居住環境に関する分野
- ⑤商店街等地域産業の活性化及びブランド化、観光の振興、情報発信その他地域資源活用に関する分野
- ⑥スポーツ、社会教育及び文化芸術の振興、歴史文化の保全、活用等に関する分野
- ⑦環境の保全、新エネルギーの導入その他環境型社会の構築に関する分野
- ⑧農村都市交流、国際交流、大学連携その他地域間交流に関する分野
- ⑨上記のほか、地域及び市民生活に関わる課題として市長が認める分野

【対象要件】 次のすべてに該当するもの

- ①京丹後市内において新たに取り組むコミュニティビジネスであること
- ②地域の人材及び資源を活用し、地域の課題を解決するための事業であること
- ③事業内容がコミュニティ(地域)に事業効果が還元される事業であること
- ④事業に実現性が見込まれ、及びイベント的な活動ではなく継続性が見込まれるものであること

■ 補助対象経費

事業費（原材料費、機械装置・工具器具の購入等に要する費用、広告宣伝費等）、事務費（会議費、消耗品費等）
※地域活動団体等の運営に係る経常的な経費、人件費、食糧費、不動産の取得費又は補償費、公租公課、支払利息、手数料、税理士に支払う費用、用途が特定できない経費等は補助対象経費から除きます。

■ 補助金額

補助対象経費の2/3以内。ただし、個人にあっては1/4以内。（一の補助対象者に対し、10万円以上100万円以内）

■ 併給について

他の補助制度（京丹後市の他の補助制度を除きます）との併用活用が可能です。

■ 申請方法

企画書に必要な書類を添えて、地域コミュニティ推進課に提出してください（企画書の審査を行います）。
（補助金交付の申請は、企画書審査により交付が内定した後に行うこととなります。）

■ 申請期間

公募期間内（市HPや広報紙などでご案内します）

■ その他

一つの事業への補助は連続する2カ年度に限ります（補助額の上限は、2カ年度の合計100万円）

<お問い合わせ先>

京丹後市商工観光部(京丹後市網野庁舎ら・ぼーと2階)

商工振興課(☎:69-0440 ㊚:shokoshinko@city.kyotango.lg.jp)

京丹後市農林水産部(京丹後市大宮庁舎3階)

農業振興課(☎:69-0410 ㊚:nogyoshinko@city.kyotango.lg.jp)

京丹後市市民環境部(京丹後市峰山庁舎1階)

生活環境課(☎:69-0240 ㊚:kankyo@city.kyotango.lg.jp)

京丹後市市長公室(京丹後市峰山庁舎1階)

地域コミュニティ推進課(☎:69-1050 ㊚:chiikicom@city.kyotango.lg.jp)